新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドラインについて (第3版)について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年1月13日)

標題の文書について、不適切と思われる点があるので確認します。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドラインについて (第 3 版)(以下、単に「第 3 版」とします)は、令和 2 年 10 月 1 日にレベルが 2(-)から 1 に引き下げられるのにあたって同日より有効となっているものと承知しております。ここで、本日(令和 3 年 1 月 13 日)第 3 版を確認したところ、Category1 のレベル 2(-)において、授業活動等について「※定期試験等の実施にあたっては別途通知による留意事項あり。」の記述が、課外活動について「※課外活動の実施にあたっては別途通知による留意事項あり。」の記述を確認しました。一方で、Internet Archive 上で確認できる令和 2 年 10 月 22 日時点での第 3 版では、当該箇所について、授業活動等では先述の記述は存在せず、課外活動についても「※課外活動の実施にあたっては別途通知による制約あり」と、異なる文言が使用されています。このように変更が存在する以上、引き続き当該文書を第 3 版として取り扱うのは不適切なのではないでしょうか。

また、文書に変更があった場合、いつの文書なのかが確認できなければ誤って引き続き過去の文書をもとに行動することが考えられます。「新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドラインについて」においても、文書が発出された日付及び改定の履歴を記述することを希望します。これが不可能である場合、理由を教えてください。

【回答】(回答日:2021年1月21日) (回答部署:総務部企画管理主幹付)

ご指摘ありがとうございます。

今回、新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドラインについて (第3版)の本文そのものに変更は無かったため、特に日付を入れていませんでしたが、本件を含め、今後は履歴が分かるように日付を表示いたします。